平成24年度　随意契約に関する四半期毎の監査結果概報

（第３四半期：平成２４年１０月～１２月契約分）

１　監査対象機関　　北海道森林管理局及び各森林管理署等

２　監査方法　　書類監査

３　監査の視点

・取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか
・法令の適用、解釈が適切か、
・少額随意契約を厳正に実施しているか
・意図的に契約を分割して少額随契としていないか
・その他問題点はないか

４　監査結果の概要

（１）　総括的評価

主要事業については、概ね一般競争へ移行されており、物品、役務についても、随意契約は必要最小限とされていた。

（２）　具体的内容

随意契約については、少額随意契約が大半を占めており、車両整備・修理、庁舎・宿舎修繕、ガソリン等油脂類、プロパン等光熱費等であった。

また、競争不許の随意契約として、車両の追加整備料、直販の書籍・新聞料、健康診断料、保健衛生委託等業務等であった。

事項別評価	指導状況
・取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか 局・署の調達は、概ね一括・集中調達が適切に行われている。 ・法令の適用、解釈が適切か 対象期間（１０月～１２月）における契約については、概ね適切であった。 ・少額随契を厳正に実施しているか 少額随契の適用範囲の契約となっている。 ・意図的に契約を分割して少額随契としていないか 意図的に分割したと思われる案件は見受けられない。 ・その他問題点はないか 決議文書に記載されている摘要条項をシステムに入力する段階において、違う摘要条項を入力しているものが見受けられた。	適用条項の入力ミスが見られたので、担当課を通じて署等に指導した。